

沼津市水道部 下水道事業 普通財産の売払い（不落物件）に関する募集要領

沼津市水道部の下水道事業及び沼津市で所有する普通財産の一般競争入札による売払いにおいて、落札されなかった物件（以下「不落物件」という。）について、先着順により買受人を募集します。

1 売払う普通財産

今回の先着順により売払う普通財産は、別紙「物件調書」に記載されている物件です。

2 申請方法

買受けを希望される方は、次の書類を申請受付場所に直接持参で提出してください。郵送、ファックス及び電子メール等による申込みは受け付けません。

- (1) 普通財産（不落物件）売払申請書（第1号様式）
- (2) 住民票（法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）の写し
- (3) 印鑑証明書（申請書に押印した実印のもの）
- (4) 誓約書（第2号様式）

3 申請受付期間

午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）。

4 申請受付場所

沼津市水道部水道総務課経理係（沼津市水道部庁舎2階）

〒410-8601 沼津市御幸町2番20号 （電話番号）055-934-4852

5 買受人の決定

(1) 買受人の資格

次のいずれかに該当する個人又は法人は、買受人になることはできません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当する者
- イ 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- エ 沼津市が行った普通財産の売払いに関し、正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者で、その事実があった日から2年を経過しないもの
- オ 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第 147号）に基づく処分を現に受けている、又は受けたことのある団体又はその代表者、主催者若しくはその構成員
- キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 238条の 3 第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する沼津市職員

(2) 決定方法

物件の最低売払価格以上の買受金額を提示した申請者を、先着順により買受人に決定します。

なお、複数の申請者が同時に申請書を提出したときは、最高の買受金額を提示した申請者を買受人に決定します（※ 提示金額が同額である場合にはくじにより決定します）。

(3) 決定通知

買受人に決定した申請者には、売払決定通知書を送付します。

6 契約手続

(1) 契約の締結

売買契約の締結は、売払決定通知書の送付日の翌日から起算して14日以内となります。

契約締結は、沼津市水道部が買受人の方とともに、契約書に記名・押印したときに確定します。

なお、当該物件のうち、沼津市戸田字平戸 1352番3については、沼津市財務部資産活用課と別途、契約締結が必要です。また、資産活用課との契約に係る費用についても、買受人の負担となります。

(2) 契約保証金

売買契約の締結と同時に、契約保証金として売買代金の100分の10以上の金額を納付していただきます。この契約保証金は、売買代金に充当することができます。

なお、売買契約の締結と同時に売買代金の全額を納付される場合には、契約保証金を納付する必要はありません。

(3) 売買代金の納付

売買代金は、契約締結日から30日以内に、沼津市水道部及び沼津市（以下「本市」という。）が発行する納入通知書により納付をしていただきます。

契約保証金を売買代金に充当する場合であって、契約保証金の額が売買代金の額に満たないときは、その差額を本市が発行する納入通知書により納付していただきます。

7 所有権の移転登記

売買代金の納付後、本市が所有権移転登記を行います。登記に必要な登録免許税（収入印紙）は、買受人の負担となります。

< 必要書類 >

(1) 住民票（法人の場合にあつては、当該法人の登記事項証明書）の写し

(2) 登録免許税額

土地の固定資産税評価額^{*}の1,000分の15

（※ 固定資産税評価額は契約金額とは異なります。）